

就学奨励金（特別支援学級分）についてのお知らせ

西宮市教育委員会

西宮市では、西宮市立小学校・中学校・義務教育学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者を対象に、給食費や学用品費などの学校教育活動における必要な経費の一部を援助しています。援助を希望される方は、次のとおり申請手続きを行ってください。申請は毎年必要ですので、令和5年度から引き続き援助を希望される方、小学校・義務教育学校1年生で新入学用品費小学校・義務教育学校入学前支給を受けた方も必ず手続きをしてください。なお、就学奨励金の支給は、後払いになります。教材費等の必要な経費は、先に学校へ支払ってください。

4月中に申請された場合、4～6月喫食分の給食費は、7月末まで口座振替を行いません。審査の結果、不採用となった場合は、8月以降に口座振替を実施します。

※児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金の対象者は、本制度の対象になりません。

※生活保護受給者は、西宮市福祉事務所からの連絡を受けて、別途手続きを行いますので、この申請書の提出は必要ありません。ただし、生活保護が停止・廃止となり、援助を希望される方は、この申請書を提出してください。

1 申請できる方

- 西宮市立小学校・中学校・義務教育学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者
 - 西宮市立小学校・中学校・義務教育学校の通常学級に在籍し、学校教育法施行令第22条の3に該当する児童・生徒の保護者
- ※通常学級在籍者は、別途配布する「就学奨励金についてのお知らせ」で申請してください。
- ※公共交通機関や自家用車等（学校が認めているものに限る）を利用して通学費を負担されている方は、所得制限に関係なく通学費の援助が受けられます。援助を受けるためには、申請手続きが必要です。

2 申請の方法

(1) 提出書類

①就学奨励金（特別支援学級分）申請書

- 申請書を児童・生徒1人につき1枚作成してください。
- 令和5年12月31日時点もしくは申請日時点の家族構成をご記入ください。
- 生活保護受給者は、この申請手続きは不要です。ただし、生活保護が停止・廃止となり、援助を希望される方は、この申請書を提出してください。

②令和6年度市民税・県民税課税証明書又は令和6年度市民税・県民税納税通知書

- 西宮市外在住の方（令和6年1月1日現在）は必ず課税証明書又は納税通知書（所得が確認できるもの）（コピー可）を提出してください。世帯に所得のある方が複数いる場合は、全員の課税証明書又は納税通知書を提出してください。
- ※世帯とは、同居の家族及び同一生計の家族全員をいいます。
- ※児童・生徒1人につき1枚添付してください。（コピー可）
- ※源泉徴収票、確定申告書、特別徴収税額決定通知書は不可。

ただし、令和6年1月1日現在海外にお住まいで日本に住民票がなく、課税証明書又は納税通知書が提出できない方については、令和5年中の所得が確認できるものとして源泉徴収票等を提出してください。

- 西宮市内在住（令和5年1月1日現在）で西宮税務署または西宮市役所市民税課に所得の申告手続きを済ませている方は課税証明書又は納税通知書の提出は不要です。西宮市内在住の方でも、西宮市外に所得の情報がある場合は、課税証明書又は納税通知書（所得が確認できるもの）（コピー可）を提出してください。

(2) 受付期間

- 令和6年4月9日（火）～4月30日（火）
- 上記の受付期間以降は、令和6年度の最終登校日まで随時受付します。ただし、認定の場合は、学校受付月分から援助を開始します。（但し、5月10日（金）受付分までは4月分から）
- ※受付期間中に課税証明書又は納税通知書を添付できない場合は、申請書のみを提出ください。認定結果は「不採用」となりますが、不採用通知と一緒にお渡しする「西宮市就学奨励金の審査結果について（不採用）」の案内文書に記載している期日までに課税証明書又は納税通知書を提出いただくことにより、遡って認定させていただきます。（受付期間中に申請書を提出されていない場合は、遡って認定できません）

(3) 提出先…在籍している学校

3 援助を受けられる方（認定基準）

- (1) 文部科学大臣が定めるところにより算定した保護者の属する世帯の収入の額が生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定したその世帯の需要の額の2.5倍未満の世帯が援助の対象となります。
- また、世帯に令和5年12月31日時点で特別支援学校又は特別支援学級に在籍していた方（本人除く）がいる場合は一定額を世帯収入額から控除します。
- 世帯ごとに収入額と需要額が異なりますので、教育委員会が市民税課税台帳等を調査し、世帯ごとの収入額と需要額を算出して審査します。※通常学級の認定基準とは異なります。
- (2) 公共交通機関や自家用車等を利用して通学費を負担されている方は、前項の認定基準を満たさない（世帯収入額が世帯需要額の2.5倍以上）世帯でも、通学費のみ1/2の援助が受けられます。

4 結果通知

在籍している学校より、6月下旬～7月上旬に結果を通知します。
受付期間を過ぎてから申請された場合は、順次通知します。

5 援助の種類と金額

支給費目	小学校		中学校	
給食費	実費分を支給 ※教育委員会から直接市へ納入しますので、保護者口座への支給はありません。			
学用品費 (月額)	1～6年生	970円	1～3年生	1,895円
校外活動費 (泊を伴うもの)	実費分を支給 (交通費と見学料)			
修学旅行費	6年生	実費分を支給	3年生	実費分を支給
新入学用品費	1年生	54,060円	1年生	60,000円
卒業諸費	6年生	11,000円	3年生	9,200円
転入学用品費	—		20,500円 (同一校再転入除く)	
通学費	実費相当分 (認定基準(1)を超えている方は1/2) ※学校が認めた通学方法に限る。			
学校病医療費	学校病医療券の交付《う歯(むし歯)、トラコーマ、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイドなど》 ※詳細は、学校又は学校保健安全課へお問い合わせください。			

※義務教育学校の1～6年生は小学校1～6年生、7～9年生は中学校1～3年生と読み替える。

※生活保護受給者については、「口座振替(銀行振込)依頼書」(別途学校から配布)を提出いただくことにより、修学旅行費、卒業諸費、学校病医療券を支給します。

○通学費

公共交通機関の場合は、定期券の写しやICカード利用履歴などの提出が必要となります。(切符代は、負担した金額を学校に申告していただきます。)

自家用車の場合は、自家用車で通学された回数を学校に申告していただきます。

ただし、8月分は授業日以降が支給対象となります。

なお、定期券以外の場合、年度をとおして休日など授業日ではない日については支給対象外です。

6 支給の方法、時期

- (1) 保護者が指定した口座へ教育委員会から振込みます。ただし、学校長が必要と認めた場合、又は学校徴収金を滞納している場合(過年度分含む)は、学校長の口座へ振込み、学校で精算させていただきます。
- (2) 支給は年5回で、次のとおり予定しています。

支給時期		7月下旬	10月下旬	1月下旬	3月中旬	4月中旬
支給内容	学用品費	4～7月分	8～10月分	11～1月分	2・3月分	—
	その他	学校長からの請求により支給				

★お問い合わせ先

{	就学奨励について(全般)	学校	又は	学事課 (TEL0798-35-3851)
	学校病医療券について	学校	又は	学校保健安全課 (TEL0798-35-3860)
	学校給食費の口座振替について	学校	又は	学校給食課 (TEL0798-35-3861)